

教員養成に関する法令改正及び教職課程の認定

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

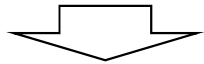
大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
(平成27年12月中央教育審議会答申)

■教職課程の科目区分の大括り化 ■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実 ■教職課程コアカリキュラムの作成

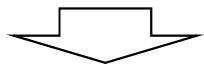
教育職員免許法の改正
(平成28年11月)

■教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大くくり化



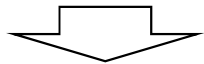
教育職員免許法施行規則の改正
(平成29年11月)

■学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実



教職課程コアカリキュラム
外国語(英語)コアカリキュラムの作成
(平成29年11月)

■全国大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
■英語については特に指導法、専門科目についても作成



全大学の教職課程の審査・認定
(平成30年度)

■改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取組が実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教職課程に新たに加えた内容の例

・小学校の外国語(英語)教育 ・ICTを用いた指導法 ・特別支援教育の充実
・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校と地域との連携
・チーム学校への対応 ・道徳教育の充実 ・学校体験活動 等

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の
合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教職課程の開始

スケジュール — 再課程認定

27年度

- ・ 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」【12月】

28年度

- ・ 教職課程コアカリキュラムの検討【8月中旬～】
- ・ 教育職員免許法の一部改正【11月】

29年度

- ・ 教育職員免許法施行規則の改正【11月】
- ・ 教職課程コアカリキュラムの策定【11月頃】
- ・ 教職課程認定基準等の改正【12月頃】→再課程認定の手引き(確定版)の配布
- ・ 再課程認定説明会(8回:北海道, 東北, 東京, 関東, 中部, 近畿, 中四国, 九州)【7月10日～8月28日】
- ・ 事前相談【10月下旬～平成30年2月】→申請書提出【平成30年3月～4月】

30年度

- ・ 事務局による申請書の確認【4月～8月】→中教審への諮問【8月】
- ・ 課程認定委員会審査【8月～12月】→大臣への答申【平成31年1月】→認定通知【平成31年2月】

31年度

- ・ 新課程の開始【4月～】

※平成34年度末までに「総合的な学習の時間」「各教科の指導法(小学校外国語(英語))」の担当教員の教育研究業績の事後調査
※平成34年度末までに「領域に関する専門的事項」の事後調査

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令について(概要)

0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【教諭】 ①教科に関する科目、②教職に関する科目、③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目

【養護教諭】 ①養護に関する科目、②教職に関する科目、③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目

【栄養教諭】 ①栄養に係る教育に関する科目、②教職に関する科目、③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された教職課程の見直しのイメージに基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を改める。養護教諭・栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

2. 施行規則上の科目区分の大括り化

【教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能に。

【養護教諭/栄養教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①養護/栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

3. 施行規則上の事項の改正

＜新たに独立した事項を設けるもの＞

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法

＜事項の内容を追加するもの＞

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育

※保育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること

各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする

＜大学の判断により事項に加えることを可能とした内容＞

学校インターンシップ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで。高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)※教育実習に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位の流用はできない。

4. 幼稚園教諭

- 教科に関する科目(小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)
 - 領域に関する専門的事項(幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現)
- ※平成34年度までは従来の小学校教科による開設も可能とする(10. 附則参照)

5. 小学校教諭

- 教科に関する専門的事項に外国語を追加
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
 - 専修免許状・一種免許状 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上
 - 二種免許状 上記のうち6以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む)についてそれぞれ1単位以上

6. 中学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
 - 専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について8単位以上
 - 二種免許状 受けようとする免許教科について2単位以上

7. 高等学校教諭

- 教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」を「英語文学」に改める
- 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の履修方法
 - 専修免許状・一種免許状 受けようとする免許教科について4単位以上

8. 大学が独自に設定する科目(教諭)

- 【教諭】※下線部は新たに追加するもの
- 専修免許状
 - ①教科(領域)に関する専門的事項、
 - ②各教科(保育内容の指導法)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)
 - 一種免許状・二種免許状
 - ①教科(領域)に関する専門的事項、②旧教職に関する科目、
 - ③教科(領域)に関する専門的事項に準ずる事項、④旧教職に関する科目に準ずる科目

8. 大学が独自に設定する科目(養護教諭・栄養教諭)

【養護教諭】※下線部は新たに追加するもの

専修免許状

- ①養護に関する科目、
- ②教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(以下、旧教職に関する科目)

一種免許状・二種免許状

- ①養護に関する科目、②旧教職に関する科目、
- ③養護に関する科目に準ずる科目、④旧教職に関する科目に準ずる科目

【栄養教諭】

専修免許状

- ①栄養に係る教育に関する科目、②旧教職に関する科目
- ③栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目

9. その他の改正事項

○科目名事項名の改正に伴い、学力に関する証明書等の別記様式を改める。

10. 附則

○施行期日 平成31年4月1日(一部については公布日施行)

- 経過措置
- ①改正前の教職課程(旧課程)で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位のうち、改正後の教職課程(新課程)を有する大学が適当であると認めるものは、新課程で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位とみなすことができる。
 - ②旧課程で修得した教職に関する科目の単位については、それぞれ対応する新課程における科目の単位とみなすことができる。
 - ③旧課程で修得した教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位は、それぞれ、新課程で修得した大学が独自に設定する科目、養護に関する科目、大学が独自に設定する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目とみなすことができる。
 - ④平成31年4月1日前に教職課程に在籍した者は、当該大学を卒業するまでは、この省令に関わらず従来の規定により、免許状授与の所要資格を得ることができる。
 - ⑤平成31年4月1日前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として認定を受けた課程については、平成34年度までは、この省令に関わらず、領域に関する専門的事項に係る単位の修得方法は、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育の教科に関する専門的事項に係る単位を修得することができることとする。